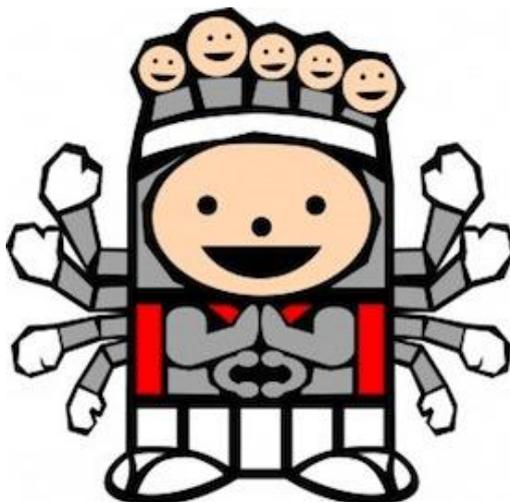


高鍋町立学校における働き方改革推進プラン

「たかなべ学校エンパワー事業」 環境づくりプラン

～教職員が授業を中心とした質の高い教育の充実を図るために～



令和2年7月

高鍋町教育委員会

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| ◆ 「たかなべ学校エンパワー事業」環境づくりプラン・全体構想図 | 1 |
| 第1章 現状と課題 | 2 |
| 1 はじめに | |
| 2 働き方改革に関する国及び県の動向 | |
| 3 これまでの取組状況 | |
| 4 学校における働き方の現状と課題 | |
| 第2章 基本的な考え方 | 8 |
| 1 学校における働き方改革の目的 | |
| 2 基本方針 | |
| 3 プランの位置付け | |
| 4 プランの達成目標 | |
| 5 プランの計画期間 | |
| 第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組 | 10 |
| 1 県内一斉の取組 | 10 |
| (1) リフレッシュデイ（定時退校日）の設定 | |
| (2) リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定 | |
| (3) 部活動の活動時間及び休養日の設定 | |
| (4) 教頭の長時間業務解消への取組 | |
| (5) 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組 | |
| 2 町教育委員会の取組 | 11 |
| (1) 専門スタッフ等の人的配置による支援 | |
| (2) 統合型校務支援システム等のICTの活用 | |
| (3) 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり | |
| (4) 事務職員の学校経営への参画 | |
| (5) 提出書類等の削減・統合 | |
| (6) 関係機関との連携・協力体制の構築 | |
| (7) 教職員全体に対する意識改革 | |
| (8) 勤務時間管理に関する取組 | |
| 3 学校の工夫による独自の取組 | 16 |
| (1) 管理職による取組の推進 | |
| (2) 学校全体の取組の推進 | |
| (3) 教職員一人一人の取組の推進 | |
| 第4章 プラン推進にあたって | 18 |
| 1 プラン推進の役割 | |
| 2 進行管理について | |
| 【参考資料】 | |
| ◆ 高鍋町立中学校における部活動の方針（改訂版） | 20 |

【「たかなべ学校エンパワー事業」環境づくりプランの作成コンセプト】

働き方改革を計画的・意図的に進めていくこと、働き方改革推進について教職員・地域・家庭に対して以下のような理解・啓発を促すことをコンセプトとして「高鍋町働き方改革推進プラン」を作成する。

- 1 働き方改革推進の主目的が、地域全体で教職員が授業や子どもにじっくりと向き合えるようなよりよい学校づくりを目指すものであること（単なる勤務時間短縮ではないこと）
- 2 働き方改革推進につながる町教委の取組の理解
- 3 「切れ目のない支援」（就学前からの取組や家庭への支援等）が働き方改革推進につながることを理解

「たかなべ学校エンパワー事業」環境づくりプラン・全体構想図

目的

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の更なる充実

単なる勤務時間の短縮ではなく、児童生徒にとって必要なことを大切にしながら、教職員がゆとりをもって授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備

達成目標

教職員の月当たり時間外業務時間 45時間未満
 教職員の年間合計時間外業務時間 360時間未満
 教職員の意識調査における肯定的な評価が9割以上

当面の達成目標

教職員の月当たりの時間外業務時間 80時間以上ゼロ

県内一斉の取組

- 1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定
- 2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定
- 3 部活動の活動時間及び休養日の設定
- 4 教頭の長時間業務解消への取組
- 5 家庭・地域との連携による業務の役割分担と適正化への取組

各学校の工夫による独自の取組

- 1 管理職による取組の推進
- 2 学校全体の取組の推進
- 3 教職員一人一人の取組の推進

町教育委員会の取組

- 1 専門スタッフ等の人的配置による支援
- 2 統合型校務支援システム等のICTの活用
- 3 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり
- 4 事務職員の学校経営への参画
- 5 提出書類等の削減・統合
- 6 関係機関との連携・協力体制の構築
- 7 教職員全体に対する意識改革
- 8 勤務時間管理に関する取組

県教育委員会との連携

- 1 多くの教職員が長時間業務に従事している（特に教頭）
- 2 中学校においては、時間外業務時間の多くを部活動に費やしている
- 3 教職員が事務作業等に追われ、授業・児童生徒に向き合う時間が十分にとれていない
- 4 教職員のワーク・ライフ・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある
- 5 学校・家庭・地域それぞれの役割が明確にされておらず、十分な理解が得られていない

家庭・地域との連携

課題

第1章 現状と課題

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加など、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や地域の学校や教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。また、学校においては、児童生徒の命や健康安全を守ることなど、教職員・学校に求められることは多岐にわたってきています。

さらに、各学校においては、新学習指導要領の実施（小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施）を受けて、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設・小・中学校における道徳の特別教科化及び小学校におけるプログラミング教育の必修化など、新たな内容の実施に向けて準備を進めているところです。

そのような中、宮崎県内の学校においては、以下のような状況が見られ、本町においても同じような状況となっています。

- 学校が多く業務を抱え込み過ぎるとともに、それらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である。
- 家庭や地域が担う内容と学校が担う内容の境目が曖昧になっており、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域との理解を十分に得られた上で進められていない。

このような状況をそのままにしておくと、教職員は多様化・複雑化する日々の業務に追われ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた本来の教育活動に専念することが難しくなり、児童生徒に十分な力をつけさせることが困難になります。また、教職員が疲弊してしまい、生活と仕事の両立・調和、いわゆる「ライフ・ワーク・バランス」が崩れることも懸念されます。その結果、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることも考えられます。

さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることも心配され、将来的には本県及び本町の教育力が低下することも予想されます。

このような状況に陥ることがないように、本町ではこれらの課題を解決し、「単なる勤務時間の短縮ではなく、児童生徒にとって必要なことを大切にしながら、教職員がゆとりをもって授業を中心とした質の高い教育に専念できる環境づくり」を目指し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の更なる充実」の実現に向けた対策を県教育委員会とともに取り組んでいきたいと考えます。

そこで、町教育委員会では、国及び県の動向等を踏まえ、「『たかなべ学校エンパワー事業 ※』環境づくりプラン」（学校における働き方改革推進プラン）を策定することとしました。

※「エンパワー」とは、力付ける、力を与えるの意味

2 働き方改革に関する国及び県の動向

平成29年12月に中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中教審答申（中間まとめ）」という。）が出され、その後すぐに文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されるなど、国における「働き方改革」は急速に進められています。

平成30年2月には文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（以下「文科省通知」という。）が通知されました。

《参考》【学校が担うべき業務の分類 ～抜粋（中教審答申（中間まとめ））～】

- 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導
- 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導
- 保護者・地域等との連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務

《参考》【代表的な業務の在り方に関する考え方 ～抜粋（中教審答申（中間まとめ））～】

- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - ① 登下校に関する対応
 - ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ④ 地域ボランティアとの連絡調整
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ① 調査・統計等への回答等
 - ② 児童生徒の休み時間における対応
 - ③ 校内清掃
 - ④ 部活動
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ① 給食時の対応 ② 授業準備 ③ 学習評価や成績処理
 - ④ 学校行事等の準備・運営 ⑤ 進路指導
 - ⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

その後、様々な議論を踏まえ、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校に働き方改革に関する総合的な方策について」（以下「中教審答申」という。）においては、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」「教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革」等が示されました。

《参考》【業務の役割分担と適正化（教育委員会が取り組むべき方策） ～抜粋〈中教審答申〉～】

- 文科省通知における13の取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて取組を進める
 - ① 業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
 - ② 事務職員の校務運営への参画の推進
 - ③ 専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
 - ④ 学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
 - ⑤ 業務の管理・調整を図る体制の構築
 - ⑥ 関係機関との連携・協力体制の構築
 - ⑦ 学校・家庭・地域の連携の促進
 - ⑧ 統合型校務支援システム等のICTの活用推進
 - ⑨ 研修の適正化
 - ⑩ 各種研究事業等の適正化
 - ⑪ 教育委員会事務局の体制整備
 - ⑫ 授業時数の設定等における配慮
 - ⑬ 各学校における業務改善の取組
- 保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めるための仕組みとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働本部の整備により、学校が保護者や地域住民等と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながら学校運営を行うことができる体制を構築する

《参考》【業務の役割分担と適正化（各学校が取り組むべき方策） ～抜粋〈中教審答申〉～】

- 管理職は、教職員の働き方を改善する項目を盛り込んだ学校重点目標等を設定する
- 管理職は、教職員間で業務を見直し、削減する業務を洗い出す機会を設定する
- 校長は、一部の教職員に業務が偏ることのないように校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で大幅に削減する
- 地域・保護者との連携に当たっては、文部科学省メッセージを活用し学校運営協議会制度も活用しつつ、学校経営方針の共有を図るとともに地域学校協働活動を推進する

平成31年1月には文部科学省から発出された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「勤務時間ガイドライン」という。）において、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等について示されました。

《参考》【勤務時間の考え方 ～抜粋〈勤務時間ガイドライン〉～】

- 教師が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本とする
- 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務以外の時間については、自己申告に基づき除く
- 校外での勤務については、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する
- 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては合算する

《参考》【勤務時間の上限の目安時間 ～抜粋（勤務時間ガイドライン）～】

- 1か月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること
- 1年間の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること

※ 「在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間」については、以下「時間外業務時間」とします。

平成31年3月には県教育委員会から「学校における働き方改革推進プラン」（以下「県教委プラン」という。）が通知されました。

町教育委員会においては、以上のような「中教審答申」、「文科省通知」、「県教委プラン」等の趣旨を踏まえながら、本プランを策定することとします。

3 これまでの取組状況

これまで町教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために、教職員が授業や児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を発揮できる「働きやすい環境づくり」を進めていくことが重要であると考え、以下のような取組を行ってきました。

- ① 支援員等のスタッフの配置
- ② 学校運営協議会の設置及びコミュニティ・スクールの推進
- ③ 学校閉庁日の設定
- ④ 「高鍋町 部活動の在り方に関する方針」の策定及び周知徹底

本町では、学力向上及び教職員がゆとりをもって業務に取り組めるような環境づくりのために非常勤講師（令和2年度より「会計年度任用講師」）の配置、近年教育的課題の一つとなっている特別支援教育の充実を図るための支援員の配置など以下のような人的支援を行ってきました。

- 【小学校】音楽専科、算数少人数指導非常勤講師
- 【中学校】数学・英語少人数指導非常勤講師、部活動指導員
- 【小・中共通】特別支援教育支援員、図書司書、町雇用事務員、町雇用技術員

また、平成25年度から東・西中学校区ごとに「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを進めてきました。これは、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい学校づくりに取り組み、**地域に開かれ、地域に支えられる学校づくり**（地域の中の学校）に資するとともに、本町が抱える様々な課題を地域と深く関わりながら解決することを目指して取り組んでおります。

さらに、教職員一人一人の心身の健康保持の実現と「やりがい」や「充実感」をもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、「学校閉庁日」の設定を行ってきました。

【学校閉庁日】 8月13日～8月15日の3日間（曜日に関係なく）

4 学校における働き方の現状と課題

令和元年10月に実施した「教職員の時間外勤務調査」の結果を基に、本町の学校における働き方の現状と課題を以下のように分析しました。

(1) 教職員の時間外業務調査について

- ① 調査期間 令和元年10月1日（火）から10月31日まで（木）
- ② 調査対象 小学校2校、中学校2校（全小・中学校4校）

(2) 勤務時間の実態について

① 月当たりの時間外業務が45時間以上80時間未満の教職員

| | 小学校 | 中学校 |
|------|--------|--------|
| 校長 | 50.0% | 0.0% |
| 教頭 | 100.0% | 100.0% |
| 教諭等 | 33.3% | 53.7% |
| 事務職員 | 0.0% | 0.0% |

※ 教諭等（主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤講師、養護助教諭を含む）

② 月当たりの時間外業務が80時間を超える教職員

| | 小学校 | 中学校 |
|------|--------|-------|
| 校長 | 0.0% | 0.0% |
| 教頭 | 100.0% | 50.0% |
| 教諭等 | 0.0% | 7.3% |
| 事務職員 | 0.0% | 0.0% |

月当たりの時間外業務時間45時間は、文部科学省が「勤務時間ガイドライン」で示した上限の目安の時間で、月当たり80時間は、厚生労働省が定める概ね「過労死ライン」と考えられる時間です。

このような実態から、教職員の長時間業務は看過できない状況があり、その対策は喫緊の課題となっています。その中でも、教頭への対策は早急に行う必要があると言えます。また、長時間業務への対策は、全ての職種を対象として、学校全体が組織として取り組んでいく必要があると考えます。

(3) 時間外業務の実態について

県教育委員会が平成30年10月に県内の市町村から抽出した小・中学校に実施した「教職員勤務実態調査」における「教職員が時間外に行った業務」については以下のとおりです。(県教委プランより抜粋)

※ () の数字は1人当たりの1日平均時間(総時間/総人数) / 5日

| 【職種ごとの時間外に行った主な業務内容(時間)】 | | |
|--------------------------|---|---|
| | 小学校 | 中学校 |
| 校長 | ① 学校経営事務 (38.4分) ② 事務(その他) (9.0分) ③ 生徒指導 (7.0分) ④ 地域対応 (6.4分) ⑤ 校外での会議等 (6.2分) | ① 学校経営事務 (33.6分) ② 生徒指導 (10.8分) ③ 個別の打合せ (8.0分) ④ 校外での会議等 (5.4分) ⑤ 会議 (5.4分) |
| 副校長 ・ 教頭 | ① 学校経営事務 (70.8分) ② 事務(その他) (34.6分) ③ 保護者・PTA対応 (21.2分) ④ 事務(調査・照会等) (16.4分) ⑤ 生徒指導 (9.6分) | ① 学校経営事務 (58.4分) ② 事務(その他) (42.2分) ③ 保護者・PTA対応 (34.6分) ④ 防犯・防災・衛生 (17.6分) ⑤ 指導・助言 (11.2分) |
| 教諭等 | ① 授業準備 (37.6分) ② 学年・学級経営 (13.0分) ③ 朝の業務 (11.6分) ④ 分掌部業務 (8.8分) ⑤ 保護者・PTA対応 (2.6分) | ① 部活動 (67.8分) ② 授業準備 (57.4分) ③ 朝の業務 (13.6分) ④ 学校行事準備 (13.2分) ⑤ 学年・学級経営 (8.8分) |
| 事務職員 | ① 事務(その他) (23.8分) ② 事務(調査・照会等) (7.0分) ③ 予算編成・執行 (4.8分) ④ 経理事務 (3.4分) ⑤ 事務(学納金関係) (2.8分) | ① 事務(その他) (22.4分) ② 事務(調査・照会等) (6.8分) ③ 経理事務 (6.4分) ④ 予算編成・執行 (3.2分) ⑤ 服務・労務管理 (2.0分) |

長時間の時間外業務を行っている教頭については、小学校、中学校ともに「学校経営事務」等の諸事務や「保護者・PTA対応」が主な業務内容となっているようです。

教諭等については、小学校、中学校ともに共通して「授業準備」や「学年・学級経営」が主な業務内容のようですが、中学校ではそれ以上に「部活動」の業務が多いようです。

このような状況から、学校における働き方改革については、職種、校種ごとの視点で改革すべきものが異なってくると考えられます。

第2章 基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境を整備

することで、

単なる勤務時間の短縮ではなく、児童生徒にとって必要なことを大切にしながら、教職員がゆとりをもって授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことをとおして、

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の更なる充実

そ目指します。

2 基本方針

本プランにおいては、本町の学校教育の充実を図ることを目的とした「高鍋町の教育構想『たかなべ学校エンパワー事業』」の一環として位置付け、学校における働き方に係る課題を解決するために、県教委プランにおける「県内一斉の取組」「町教育委員会の取組」「学校の工夫による独自の取組」の3つの柱を中心に取組を推進します。

3 プランの位置付け

本プランは、町教育委員会が実施する「学校における働き方改革」の目的、達成目標及び取組等を示すとともに、町教育委員会において「学校における働き方改革」に向けて取り組む内容を示すものとしします。

4 プランの達成目標

「勤務時間ガイドライン」において、「勤務時間の上限の目安時間」が示されました。

【 勤務時間の上限の目安時間 】

教職員の月当たりの時間外業務時間45時間を超えないようにすること
教職員の年間合計時間外業務時間360時間を超えないようにすること

本プランにおいては、「勤務時間ガイドライン」の趣旨を踏まえ、以下の「達成目標」を設定します。

【 達成目標 】

| |
|-------------------------|
| 教職員の月当たり時間外業務時間 45時間未満 |
| 教職員の年間合計時間外業務時間360時間未満 |
| 教職員の意識調査における肯定的な評価が9割以上 |

特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」（月当たりの時間が業務時間80時間）相当の長時間業務については、早急に解消を図る必要があります。

※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間または2か月から6か月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

また、時間外業務の短縮も重要ですが、それ以上に学校における働き方改革は、教職員の「生き方改革」でもあり、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現していくことが最も重要であると考えます。そしてそのことが、教育の質の向上と児童生徒の教育の更なる充実につながっていきます。

そのためにも、一人一人の教職員に働き方に関する意識改革を促していきたいと考えます。そこで、教職員に継続的な意識調査を実施し、9割以上の肯定的な評価を目指します。

【 調査項目 ～抜粋（県教委プラン）～ 】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことが出来ていますか。○ 誇りとやりがいをもって仕事を行うことが出来ていますか。○ ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることが出来ていますか。○ 児童生徒と接する時間が十分にとれていますか。○ 授業を中心とした教育活動に専念できる環境づくりが進んでいると考えますか。 |
|---|

上記の目標を踏まえた上で、「当面の達成目標」として、以下のように設定し、学校における働き方改革を推進していくこととします。

【 当面の達成目標 】

| |
|--------------------------|
| 教職員の月当たりの時間外業務時間80時間以上ゼロ |
|--------------------------|

5 プランの計画期間

本プランの計画は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

「当面の達成目標」については、2年以内という見通しをもちながら、できるだけ早急に達成できるよう、本プランによる取組を進めていきます。

また、定期的に取り組の効果を検証し、必要に応じて取組の見直しを図りながら、「達成目標」の実現に向け、更なる実効性のある取組を推進していきます。

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

1 県内一斉の取組

※ 「県教委プラン」から本町に関係するもののみ掲載しています。

県教育委員会、町教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

(1) リフレッシュデイ（定時退校日）の設定

学校ごとに、週1回以上のリフレッシュデイ（定時退校日）を設定します。

計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了時に退校できるようにします。

※ 全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします。

(2) リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定

夏季休業中の1週間程度（8月10日から16日まで）を県内一斉のリフレッシュウィークとし、教職員の連続休暇の取得を促します。

また、原則として、リフレッシュウィーク期間中に、連続する3日以上为学校閉庁日を設けます。（本町では令和2年度より、曜日に関係なく8月11日から15日まで）

※ 学校閉庁日には、講習や部活動、学校施設開放及び電話対応などの対外業務を行わないことを原則とします。

(3) 部活動の活動時間及び休養日の設定

- 週当たり2日以上の休養日を設けます。（平日1日以上、週末1日以上）
- 第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施しません。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とします。
- 夏休みなどの長期休業中には、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

(4) 教頭の長時間業務解消への取組

- 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉は、教頭のみが行うこととせず、全教職員等で協力して行います。
- 児童生徒の登校時間については、学校と町教育委員会が連携し、保護者や地域の理解・協力を得ながら、学校が適切な登校時間を設定し、学校が設定した時間の登校の促進に努めます。本町では、小・中学校4校ともに、登校時間を7時30分から始業時刻までとします。

(5) 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

- 「登下校時の通学路における安全確保のための対応」については、学校と町教育委員会が連携し、関係機関・地域との連携を一層強化します。
- 「放課後から夜間などにおける見回り」については、学校と町教育委員会が連携し、警察や地域ボランティア等の協力を得て実施します。
また、「児童生徒が補導されたときの対応」については、第一義的には家庭（保護者）が担いつつ、学校と連携を図りながら対応するよう理解や協力を求めています。
- 「学校徴収金の徴収・管理」については、銀行振込み・口座引落としによる徴収を基本とし、徴収・管理は教員以外の者が担当します。
- 「地域ボランティアとの連絡調整」を行う方々（地域学校協働活動推進員等）との連絡調整を行う学校側の窓口については、地域連携担当（主幹教諭や事務職員等）を位置付ける等、学校のニーズや課題に対する協力が得られるような体制づくりを進めます。

本町においては、学校運営協議会を活用し、学校・家庭・地域社会が一体となった地域に開かれ、地域に支えられるよりよい学校づくりを目指して、様々な課題を地域とともに連携しながら解決していきます。

2 町教育委員会の取組

県内一斉の取組と同様に、県教育委員会、町教育委員会及び学校が、家庭・地域社会・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

(1) 専門スタッフ等の人的配置による支援

多様化・多量化する教職員の業務を支援し、教職員が授業や児童生徒と向き合う時間を確保しながら学校が抱える様々な課題を解決するために、各種スタッフを配置します。

① 会計年度任用職員の配置

各学校の教育活動の充実及び教職員の負担軽減を図るために以下のような会計年度任用職員を配置します。

| | |
|----------|--|
| 会計年度任用講師 | 児童生徒の学力向上を図る。（小学校に音楽専科指導、体育専科指導、算数少人数指導の教員を、中学校に数学少人数指導、英語少人数指導の教員を配置） |
| 学校生活支援員 | 特別な支援を必要とする児童生徒を支援する。 |
| 学校図書事務員 | 学校図書館の運営及び充実を図る。 |
| 学校事務員 | 主に高鍋町の予算に関する整理事務等を行う。 |

② A L Tの複数配置

学習指導要領の改訂に伴う小学校3・4年生からの外国語活動、小学校5・6年生からの外国語科の新設とともに、小・中学校の外国語指導の充実を図るために、A L T 2名を配置し、東西中学校区にA L T各1名が常駐できる体制を整備します。

③ 小学校体育サポート派遣事業

児童の運動への興味・関心を高めることや体力の向上、体育の指導を苦手と感じている教員の不安の解消を図るために、高鍋スポーツクラブと連携して小学校の教科体育の授業に専門領域の指導者を派遣します。(社会教育課主管の事業)

④ スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校等の様々な生徒指導上の課題の解決のために、関係機関と連携を図りながら教職員や保護者等に対して専門的な助言を行うことができる職員を配置します。

なお、令和元年度までは県教育委員会任用によるスクールソーシャルワーカーの派遣でしたが、令和2年度より本町教育委員会でスクールソーシャルワーカー1名を独自に任用し、幅広く活動できるようにします。

⑤ 未就学児を対象としたことばの巡回指導

小学校における指導の負担軽減を図るとともに、本町の「切れ目のない支援体制づくり」の一環として、町内の幼稚園・保育園の年長児を対象に専門の指導者によることばの巡回指導を行います。

この事業は令和元年度からの取組であり、本町健康保険課が中心となって取り組んでいる事業です。

⑥ 地域コーディネーターの配置

学校支援地域本部の取組として、地域の人材等を生かした教育活動の充実を図るための地域と学校をつなぐ地域コーディネーターを各中学校区に1名配置します。

⑦ 部活動指導員・外部指導者

教職員の部活動指導への負担を軽減するため、中学校に部活動指導員及び外部指導者(専門的な知識・技能を有する人材)を配置します。

⑧ 県教育委員会の事業によるスタッフの配置

ア スクール・サポート・スタッフ

教職員の児童生徒と向き合う時間を十分に確保するため、プリントの印刷などの事務負担を軽減する職員を各中学校区に1名配置します。

イ スクールカウンセラー

多様化する問題に対応するとともに、「チーム学校」の実現に向けた教育相談体制

の充実を図るために、各中学校に1名定期的に派遣による職員を配置します。(小学校にも派遣が可能)

ウ 特別支援教育エリアコーディネーター・特別支援学校コーディネーター

児童生徒の多様なニーズに対応できるなど特別支援教育における専門的な指導・支援の充実を図るために、専門的な知識を有するエリアコーディネーターを高鍋東中学校に配置するとともに、児湯るぴなす支援学校所属のチーフコーディネーターと同様に各学校への派遣活動を行います。

(2) 統合型校務支援システム等のICTの活用

学校における業務の効率化を図るため、宮崎県内統一の「統合型校務支援システム」導入に向けて、県教育委員会と県内市町村教育委員会が連携して研究（整備・準備等）を行います。

「統合型校務支援システム」においては、小学校入学時に入力した基本データが、中学校を卒業するまでの名簿作成や通知表記入といった関連事務に自動的に反映できるようにするとともに、指導要録や出席簿を電子化するなどして教職員の校務の効率化を図ります。

【具体的な計画】

〈令和元年度までに〉

- 事前研究事業
県教育委員会との検討・調整（協議会）

〈令和2年度〉

- 導入事業
システム導入に向けた校内LAN環境整備を実施

〈令和3年度〉

- システム構築完了後、運用を開始する予定

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

① コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会での協議

本町では、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域が一体となって特色ある学校づくりに取り組み、学校が抱える様々な課題を地域と共有し、共に協力し合いながら解決する取組を行ってきています。

この学校運営協議会において、教職員が授業や児童生徒と向き合う時間をこれまで以上に確保できるような働き方に関する課題についても共有するとともに、学校が果たすべきことや地域や家庭が果たすべきことなど役割分担等について協議を重ねていく必要があります。

学校運営協議会で協議されたことを地域全体に広げていくことによって、町全体で働き方改革推進を踏まえたよりよい学校づくりを進めていきます。

【学校運営協議会の計画】

- 5月 東西区合同学校運営協議会（働き方改革推進に関する説明）
- 7月 東西区合同研修会
- ・学校が果たすべきこと、地域・家庭が果たすべきことの協議
- 8～3月 各東西区による学校運営協議会
- ・合同研修会で協議したことを実践するための協議
 - ・各地区で協議したことの広報活動
 - ・年間の振り返りと次年度の取組についての協議
- ※ この学校運営協議会で協議したことについて、各学校のPTAとも連携を図りながら同じ方向で進めていきます。

(4) 事務職員の学校運営への参画

① 事務職員が校務運営に参加できる環境づくり

事務職員が校長及び教頭を補佐し、管理職が自主的・自律的な学校運営を推進するために必要な取組を行うことができる環境づくりを行います。

【具体的な取組】

- 事務職員に期待される役割について、校長をはじめとした教職員への理解促進
- 働き方改革を推進する視点から事務職員が校務運営等に参画できる各学校の取組の共有

② 共同学校事務室の設置促進

事務の共同実施によって、事務の効率化や学校の業務改善の取組を推進するために、共同学校事務室の促進を図ります。

【具体的な取組】

- 共同学校事務室の設置及び取組の推進（高鍋東中学校を中心として）

(5) 提出書類等の削減・統合

学校での事務負担の軽減のため、町教育委員会への提出書類等については削減・統合などの工夫改善を行います。

また、学校が質の高い教育を維持するために、「学校や教職員にとって大切なものは何か」という視点で提出書類等の削減や統合について継続的に検討していきます。

【具体的な取組】

- 重点支援校2校のうち1校を視察訪問（町教委単独の訪問）に変更
- 計画訪問校以外の指導案を簡略化
- 支援訪問の計画書及び報告書の提出方法の簡略化
- 教科・領域別部会の実施を受けて、各学校の研究紀要の作成・提出を廃止
- 各種提出文書に添える鑑文書の原則廃止及び電子メールによる提出の促進
- メールによる県教委からの文書についてはデータを印刷して各学校へ配付

(6) 関係機関との連携・協力体制の構築

学校だけでは対応が難しい複雑化・多様化した課題や問題に対応するため、県教育委員会と連携するとともに、福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制を構築します。また、本町において、「胎児から高校生まで」のつながりのある「切れ目のない支援」を実現するために、町内の幼稚園・保育園及び高等学校とも連携を図っていきます。

【主な関係機関】

- 本町福祉課及び高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」
- 本町健康保険課
- 高鍋警察署（スクールサポート）
- 宮崎中央児童相談所

(7) 教職員全体に対する意識改革

学校における働き方改革に関する理解を深めるとともに、教職員の働き方に対する意識改革を促すための取組を実施します。教職員の働き方に対する意識調査を定期的に行うことで、教職員の実態、成果及び課題等を把握するとともに、今後の取組に生かすようにします。

【具体的な取組】

〈令和元・2年度〉

- ①「高鍋町学校における働き方改革推進プラン」の作成
→ ②全小・中学校への配付 → ③校内研修等での活用
- 「教育長と管理職ミーティング」において学校における働き方改革の取組状況の把握、支援
- 実態等を把握し、今後の取組に生かすための教職員の働き方改革に関する意識調査の定期的（毎年1月）な実施（令和2年度以降）

(8) 勤務時間管理に関する取組

① 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築

勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督者である町教育委員会に求められている責務であることから、教職員の勤務時間管理を行うシステムを構築します。

教職員にとっては、自分の勤務時間を把握することで、タイムマネジメントによる業務の効率化を図ることができるようにします。

勤務時間管理を行うシステムは、宮崎県内統一の「統合型校務支援システム」に導入される可能性があるため、その導入の期間までは、暫定的に教職員一人一人が表計算ソフトによる出退勤時刻表への入力を行い、その一覧を毎月町教育委員会へ提出するようにします。

なお、把握した勤務時間については健康管理や業務改善等の支援に活用します。

② 勤務時間外における連絡対応等の体制整備

小・中学校における長時間業務解消のため、時間外の電話対応を自動音声対応とし、そのために自動音声対応できる電話機を導入します。推進にあたっては、地域住民や保

護者に広く周知を図り、ご理解とご協力を得られるよう努めます。

また、緊急の事案に対応するため、学校には校務用携帯電話を配置します。

【学校への連絡や相談等の対応時間】

○ 小学校・・・7時20分から17時まで

○ 中学校・・・7時20分から部活動終了時刻まで

※ 上記以外の時間で緊急な場合は、校務用携帯電話に連絡をお願いします。

3 学校の工夫による独自の取組

(1) 管理職による取組の推進

管理職は、学校経営ビジョン等に教職員の働き方を改善する項目を明記するとともに、具体的な業務の見直しや簡素化・工夫及び校内での分担の見直しなどを行い、教職員が限られた時間を授業準備や児童生徒と向き合う時間に充てられるよう、具体的な取組を進めます。

【見直し・簡素化・工夫及び具体的な取組の例】

- 働き方改革につながる校時程の工夫
- 学校行事の簡素化（過度に完成度を追求しない、「時間対効果」を考慮する）
- 小学校における教科担任制の導入
- 学校評価の簡素化（簡易な重点課題などの提示など）
- 休日の地域行事の参加の取りまとめや引率の在り方
- 教職員の働き方改革に関する意識改革の取組

(2) 学校全体の取組の推進

学校全体の取組として、管理職のリーダーシップの下、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 学校組織体制の改善
 - ・ 今までの校務分掌等の見直し
 - ・ 学校の重点課題を基にした組織編成
- 行事、会議等の精選
 - ・ 「本当に必要なのか」という視点での再検討
(児童生徒のために必要かという視点、学校全体で取り組む優先順位の検討)
 - ・ スクラップ&ビルドで、業務を増やさない工夫
- 同僚間のサポート体制の構築
 - ・ 一人で抱え込まずにワークシェア（OJTの推進も含めて）
 - ・ 朝礼等で協力依頼するなどの協力体制のルールづくり
- 時間管理の推進
 - ・ タイムマネジメントによる業務の効率化と休憩時間の確保
 - ・ 日々の業務のゴールの設定
- 生活支援員やスクール・サポート・スタッフ等のスタッフの効果的な支援体制の構築

- ICT等の活用による資料や情報の共有化
- 「学校における働き方改革」に関する研修会の実施

(3) 教職員一人一人の取組の推進

教職員一人一人の取組として、「自分の働き方」を見直すために、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 仕事にメリハリを付ける
 - ・ 優先順位を決めて職務遂行
 - ・ スケジュール管理に心がけ、年間・学期・月等で計画的な職務遂行
- 無駄を省く
 - ・ 身の回りの整理整頓、文書の縮減、書類やファイルの整理
 - ・ 教材やデータの共有化
- 会議は中身で勝負する
 - ・ 説明は最小限に、中心は質疑と協議
 - ・ 資料は原則ワンペーパー、事前配付
- 計画的に休暇を取得する
 - ・ 年間を見通し、計画的な休暇取得
(校内サポート体制の準備)
 - ・ 質の高い教育活動のための心身のリフレッシュ

第4章 プラン推進にあたって

1 プラン推進の役割

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会は、県教委プランにより、県立学校における働き方改革に向けた取組を実施するとともに、県民に対する理解を求めるための取組を行います。

また、市町村立学校の教職員についても、市町村教育委員会に対して「学校における働き方改革」の推進を働きかけ、必要な支援を行います。

(2) 町教育委員会の役割

町教育委員会は、本プランを踏まえ、学校における働き方改革に向けた方針・計画等を作成するとともに、町内の「学校における働き方改革」に取り組みます。

また、県教育委員会や学校と連携し、家庭・地域関係団体等に対する理解を求めるための取組を行います。

(3) 学校の役割

学校においては、校長をはじめ、全職員が本プランの趣旨を理解し、自らの働き方を見直すとともに、これを踏まえて、各校種に応じた具体的な取組を実施します。

特に校長をはじめとした管理職はリーダーシップを発揮し、所属職員に対してプランの趣旨等を理解させるとともに、県教育委員会や市町村教育委員会と連携し、家庭・地域への理解を求めながら、「学校における働き方改革」に取り組みます。

(4) 家庭・地域の役割

学校教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むものであることを理解するとともに、学校が抱えている課題を解決するために協力し、協働で取組を進めます。

2 進行管理について

本プランの進行管理については、高鍋町教育委員会教育総務課が行うこととします。

| | 実施内容 |
|-------|---|
| 令和2年度 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組開始</div> <p>10月 「教職員勤務実態調査」実施（県教委）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">11月～3月 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 「教職員の意識調査」の分析（1月）、次年度の取組内容の確認</div> |
| 令和3年度 | <p>10月 「教職員勤務実態調査」実施（県教委）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">11月～3月 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 「教職員の意識調査」の分析（1月） 「学校における働き方改革推進プラン」の見直し</div> |
| 令和4年度 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4月 「学校における働き方改革推進プラン」見直し後の取組</div> <p>10月 「教職員勤務実態調査」実施（県教委）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1月～3月 「教職員の意識調査」の分析（1月） 「学校における働き方改革推進プラン」取組の総括</div> |

高鍋町立中学校における部活動の方針（改訂版）

本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、スポーツや芸術文化等の活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

一方で、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。また、「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針は、高鍋町立学校における中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、各文化芸術領域等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

高鍋町教育委員会（以下「町教育委員会」）及び学校は、本方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ア 町教育委員会は、国のガイドラインに則り、県の方針を踏まえ、「高鍋町立中学校における部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 町教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式の作成等を行う。

（２） 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務に関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、宮崎県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 町教育委員会は、宮崎県教育委員会と連携し、部顧問を対象とする知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30

年2月9日付け29文科初第1437号」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与えたりすることとなり、必ずしも技能等の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力または芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成した「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、また、文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができる

ともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 運動部活動について、県の競技力に関する指定校（競技力強化指定校、競技力向上推進校、拠点校）の指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 町教育委員会は、上記基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部及び文化部の設置について検討する。

イ 町教育委員会及び学校は、単一の学校では運動部及び文化部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動や文化芸術等の活動の機会が損なわれることがないよう、関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

（2）地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境や芸術文化に関する環境の充実の観点から、学校

や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツや文化芸術に関する環境整備を進める。

イ 県及び町教育委員会の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や顧問等に対する研修等、スポーツ及び文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業をはじめとする学校施設の開放を推進する。

エ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 町教育委員会は、学校の運動部及び文化部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の運動部及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し物等の数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し物等を精査する。